

長寿（後期高齢者）医療制度 被保険者の方へお知らせです

①平成22年8月から
被保険者証が切り替わります

保険料の滞納がない方

郵送による切り替え

新しい被保険者証を7月下旬までに簡易書留で郵送します。

市役所窓口での切り替え

滞納等がある被保険者には、ハガキまたは封書を郵送します。必ず7月中に切り替えの手続を行ってください。また、切り替えの際には、納付相談が必要となります。切替手続の窓口は次ページの下部記載の「受付窓口」を参照ください。

新しい被保険証の有効期限は平成23年7月31日

7月中に切り替えましょう！

今お持ちの被保険者証は切り替えないと平成22年8月1日（日）以降は使用できません。8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。

被保険者証が届いたら、住所、氏名、一部負担金の割合等をご確認ください。

※被保険者証の色は変わりません

②一部負担金の限度額適用と食事代を減額する制度があります。

長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者で住民税非課税世帯の方は、入院時の一部負担金と食事代を減額するため「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、減額認定証）の交付を受けることができます。

入院時に減額認定証を提示しなければ所得区分が「一般」の負担額となります。

認定証交付対象低所得者Ⅰ 同一世帯の全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方（年金の控除額を80万円として計算）

低所得者Ⅱ 世帯員全員が住民税非課税の方（低所得者Ⅰに該当する方を除く。）

申請方法

該当すると思われる方は、国民健康保険課庶務係で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。

申請に必要な物

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②被保険者本人の印鑑
- ③代理の方が申請に来る場合は代理の方の印鑑・代理の方の本人確認ができるもの（運転免許証など）

表1 自己負担限度額（月額）・入院時食事代の自己負担額（一食あたり）

所得区分	外来の限度額 (個人ごとに計算)	外来+入院 (世帯単位)の限度額	食事代の自己負担額 (1食あたり)		備 考
現役者並み 所得者	44,400円	80,100円+〔(実際にかかった 医療費－267,000円)×1%〕 (44,400円)※1	260円		減額認定証の 対象外
一 般	12,000円	44,400円	260円		
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	90日までの入院	210円	減額認定証を 提示した場合
			過去12か月以内に 90日を超える入院 (長期入院該当)※2	160円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	100円		

※1 現役並み所得者は同一世帯で12か月以内に高額療養費の支給月数が3か月以上ある場合には、4か月目から限度額が44,400円に軽減されます。

※2 「限度額適用：標準負担額減額認定証(低所得Ⅱ)」の認定を受けている期間の入院日数が計算対象になります。

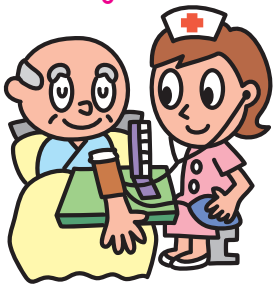
減額認定証の更新手続はお済みですか？



現在お持ちの減額認定証の有効期限は平成22年7月31日です。有効期限が過ぎると使用できなくなりますので、**更新手続が必要となります。**

所得の変動により、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しなくなった方には交付できませんので、更新手続を行う前に所得状況をご確認ください。

③医療費の自己負担割合
や自己負担限度額が
変わる場合があります。



同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者がいる場合の所得区分を「現役並み所得者」といい、医療費の**負担割合は3割**となります。

ただし、下の表2中の①②③のいずれかの要件に該当する場合、申請することにより、「一般」の区分と同様となり、**負担割合が1割**となります。

申請方法

該当する被保険者の方には、保険証切り替えの際に「後期高齢者医療基準収入額適用申請のお知らせ」および「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を同封して郵送します。申請書をご記入の上、国民健康保険課窓口にお越しください。申請期間等はページ下の受付窓口をご覧ください。

表2 負担割合が1割になる場合

①同じ世帯に被保険者が一人の場合、その方の年収が383万円未満であるとき。
②同じ世帯に被保険者が複数いる場合、その全員の年収が合計で520万円未満であるとき。
③同じ世帯の被保険者が一人で、同じ世帯の70歳～74歳の方も含めた年収が520万円未満であるとき。

特別徴収の方

浦添市安波茶1-1-1
浦添 太郎 様

普通徴収の方

浦添市安波茶1-1-1
浦添 太郎 様

普通徴収の保険料の納付は7月から

後期高齢者医療保険料の納付が7月から始まります。納付期限は毎月末です。期限内の納付にご協力ください。

受付時間

午前8時30分～12時
午後1時～午後5時15分

問い合わせ

☎876-11234
(内線3712・3727)

更新する方

7月1日～7月30日

新規申請の方

随時受け付けています。

※申請した月の初日から適用となります。長期入院該当については、申請した月の翌月から適用となります。

受付場所

国民健康保険課 庶務係

受付期間(土日、祝日を除く)

①被保険者証の切り替え 7月6日～7月30日

②限度額適用・標準負担額認定証の交付(新規・更新)

受付窓口